

平成 28 年度

第 6 回産業建設常任委員会会議録
第 3 回産業建設分科会会議録

平成 28 年 9 月 1 日

宍 粟 市 議 会

平成28年度第6回産業建設常任委員会会議録

日 時 平成28年9月1日(木曜日)

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 9月1日 午前10時04分

次 第

1. 協議・調査事項

第71回穴粟市議会定例会付託案件審査及び所管事務調査

(建設部)

第104号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

その他報告事項

- ・穴粟市通学路交通安全対策について
- ・みんなで創る夢の小径事業陶板作成状況について

(産業部・農業委員会事務局)

第75号議案 穴粟市農業委員会委員等定数条例の制定について

第80号議案 穴粟市起業家支援条例の一部改正について

第81号議案 穴粟市産業立地促進条例の一部改正について

観光施策に関する事項について

- ・観光基本計画の見直し方針(案)について

その他報告事項

- ・山崎中心市街地活性化プロジェクトについて

第71回穴粟市議会定例会付託案件討論及び採決

2. その他

継続調査事項の協議について

次回委員会の開催について

出席委員

委員長	実友 勉	副委員長	福嶋 斉
委員	藤原 正憲	委員	飯田 吉則

” 岡 前 治 生

” 小 林 健 志

出席説明員

(建設部)

建設部長 鎌田 知昭

建設部次長 寺田 美喜也

建設課長 井口 靖規

都市整備課長 西村 吉一

上下水道課長 太中 豊和

建設部次長 福岡 清志

建設部次長兼地域建設課長 花井 一郎

土地対策課長 榎木 隆

水道管理課長 福井 功

土地対策課副課長 谷口 浩二

(産業部・農業委員会事務局)

産業部長 中岸 芳和

産業部次長兼地域産業課長 中務 久志

農業振興課長 前川 満

商工観光課長 寺元 久史

商工観光課商工労政係長 藤原 慎一郎

農業委員会事務局長 山石 俊一

産業部次長兼林業振興課長 坂口 知巳

農地整備課長 竹添 禮一郎

農地整備課副課長 北本 竜二

事務局

係 長 岸 元 秀 高

(午前 10 時 04 分 開会)

実友委員長 産業建設常任委員会を開催させていただきたいと思います。

建設部の審査につきまして、第104号議案につきまして、部長のほうから説明をお願いいたします。

鎌田部長。

○鎌田建設部長 別の資料をお渡ししていると思います。詳しく井口課長のほうから説明申し上げます。

実友委員長 井口課長。

○井口建設課長 それでは、資料の1ページをお願いします。

(1) ですけれども、事故の名称ということで市道山田門前線で発生した車両の損害事故でございます。市道山田門前線につきましては、国道29号線の中広瀬北の交差点、高井釣具のそこから西向きに商店街を通過して、門前で県道と接している一方通行であったりとか、石畳で施工している市道でございます。

(2) 番ですけれども、発生日時につきましては、7月4日の午後7時半ごろでございます。事故地につきましては、山崎町山崎102番地先ということで、西信の北側の入り口のところから、西のほうに約100メートル進んだ交差点付近でございます。

(3) ですけれども、相手方につきましては、山崎町市場の今井利昌氏でございます。

(4) でございますけれども、発生した理由につきましては、石畳の石版が剥離しはね上がったために、車の底のほうが故障したというものでございます。

(5) 番ですけれども、損害額につきましては、車両の底部、エキゾーストパイプの取替と修理期間のレンタカー費用等で、合計で44万6,305円ということになってますけれども、このエキゾーストパイプというところにつきましては、エンジンとマフラーをつなぐパイプのところが悪くなった、その他にも壊れているんですけども、主にここが悪くなったというものでございます。

(6) 番ですけれども、過失の責任ということで、石版のがたつきを走行時に予想することは、前もっては予測できないということで、市のほうの過失責任が100%と判断させてもらいたいと思っております。

(7) 番ですけれども、今回のこの事故については、保険の対応が可能でありますので、保険会社のほうにも手続を行っているところでございます。

説明につきましては、以上です。

実友委員長 104号につきまして、説明終わりました。御質問ございますか。

飯田委員。

- 飯田委員 この事故が起こったこと自体はあれなんですけども、結局この石畳というものの管理方法というのは、役所のほうでどういうふうに考えておられるんですか。

実友委員長 花井次長。

- 花井建設部次長 現在は、がたつき等発見したら、応急ですけどもアスファルト入れて補修をしております。基本的には、前回西信の前を除いて舗装に変えましたけども、できれば舗装に変えたいなという思いもあります。か、後は車の交通量も非常に多いということも原因になっておりますので、車が走行しないようにするか、このどちらかになると思うんですけれども、車を全然走行させないというのは非常に難しい部分もありますので、まだ何とかそういう舗装に変える等の処理をしたいんですけども、当然地元の関係者、商店街のほうの承諾が、前回も一緒にさせていただきたいということをお願いしたんですけども、得られなかったということになっております。

できるだけ、通行時に気がついたものは直していくようにはしておるんですけれども、何かもっと根本的なものをせなあかんんですけど、なかなか方策としては見当たりませんので、できるだけ応急にはなりますけども、ああいう形でちょっとずつ修理していく方法しか今のところないのかなと考えております。

実友委員長 飯田委員。

- 飯田委員 産業部のほうでも新しく城下町のあのまちなぎわいづくりということが出ておる中で、要は、最初には商店街のためにつくった石畳やったと思うんですね。でもそれが、最終的には逆になってるような感じだと思うんですけれども、その辺やっぱり産業部との関連を考えながら、きっちりしたものにしていかなければ、交通量は多くて、かなりあそこ通ると思うんですよね。やっぱり、石畳というのは結構無理があるのかなと感じるんで、その辺もう一遍よく考えてもらいたいなと思います。

実友委員長 花井次長。

- 花井建設部次長 産業部のほうからも聞いておるんですけども、商工会ともいろいろお話の中で、今いうそういうものがあるので、一気に全部撤去して黒舗装いうのも困るんやというようなこともお聞きしておりますので、何らかのいい方法、できればコミュニティ道路的にすれば、車のスピードを緩められて、痛みも少ないのか

なというようなこともあるんですけども、それについても当然地元なり、商工会の承諾も要りますので、そういうようなことも検討していきたいなと思います。

実友委員長 よろしいですか。

○飯田委員 はい。

実友委員長 104号議案について、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 はい。それでは、104号議案についての調査はこれで打ち切りたいと思います。

続いて、その他の報告事項なんですけども、あわせて説明をお願いします。

【継続調査及び報告事項を実施】

実友委員長 それでは、御質問ございませんので、これで建設部につきまして終わりたいと、何か建設部のほうからございませんか。

それでは、これで建設部については終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

(建設部退室)

実友委員長 休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時53分再開

実友委員長 再開します。

それでは、引き続きですが、産業建設常任委員会に移らせていただきたいと思っています。

産業部のほう、第75号議案から説明をお願いしたいと思います。

農業委員会、山石局長。

○山石農業委員会事務局長 お手元資料、1ページをお願いしたいと思います。

第75号議案、宍粟市農業委員会委員等定数条例の制定についてということで御説明をさせていただきたいと思います。

今日に至るまでに、7月あるいは8月の委員会の中で順次御報告等もさせていただいておりますので、簡単に御説明させていただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

それではまず、(1)番になりますが、まず定数についてでございます。現行農業委員数32名という中で、今回改正については農業委員数19名、そして農地利用最適化推進委員は15人、合わせて34名ということで提案をさせていただいております。これまでも御報告を申し上げたんですが、この定数については農業委員で構成する検討会、あるいは自治会長会、農会長会の代表で構成する農業委員会定数等検討会において、いろんな御意見をいただいた状況もございます。内容的には、法的な定数上限がそれぞれ農業委員、あるいは推進委員があるといった中で、委員の業務の平準化、あるいは穴粟市独自の広大な面積、また複雑な地形条件、そういったものを考慮した中での業務の円滑化と。あるいは、推進委員については区域を設定するというのもございますので、9村間のつながり状況、あるいはその区域内の距離、あるいは過去5年間の業務の数、実績、そういったもの。あるいは、今回新たな法の改正で、女性の登用、あるいは農業者以外の者の登用というようなことで、そういったものを総合的に勘案する中で、いろんな御意見をいただきました。

それで、提案のとおり、法的に定められておる上限数、農業委員は19名、あるいは最適化推進委員については15名ということで意見書もいただいた中で、今回提案をさせていただいております。

それから、(2)番になりますが、委員それぞれの報酬についてでございます。現行については、農業委員会の会長3万円から委員2万円まで、そういった段階で今ありますが、今回の法改正によって報酬についても検討させていただいております。それで、(イ)の検討といったところにもありますように、現行の報酬というのは平成17年4月に改正されたものでございます。よって、11年以上が経過しておるといったような状況、あるいはこの11年間の間での委員さんの所掌事務の増加、法改正等でかなり業務がふえてきております。また、それによりまして煩雑化もしてきておるといったような状況、それから、委員さんの今回の法改正での定数も約半数になってきておるといったようなこと、それから、委員さんと推進委員さん、それぞれを比較した場合の許認可業務の権限のあるなし、そういった部分をいろいろ総合的に検討する中で、今回こういった報酬額を提案させていただいておりますという状況でございます。

結果的には、(ウ)にもありますように、農業委員さんについては3万3,000円、それから会長職務代理者については3万7,000円、それから会長については4万3,000円、それから推進委員については2万8,000円というようなところで、一方では他市町の状況等も参考にしながら、こういった金額といったことにもさせていた

だいております。

あと、2ページ以降、これまでもお示しをさせていただいた内容でございます。4ページをお開きいただきたいなと思います。

先ほども申し上げましたように、農業委員会法が公布されて以降平成27年の11月には農業委員で構成する検討部会といった中で定数等も検討させていただいております。それから、平成28年に入って6月から2回にわたって自治会長会、あるいは農会長会の代表者さんで構成する農業委員会定数等の検討会というようなことで、これについても2回検討をいただき、また意見書もいただいております。それを受けて、市内部において7月に入って政策会議で審議いたしております。あわせて、報酬についても審議をしておりますが、報酬については8月の8日に宍粟市連合自治会から意見聴取等もさせていただいて、報酬の妥当性についても御意見をいただいておりますという状況で、今日議案上程ということにさせていただいております。

今後の取り組みもあわせて、御報告させていただきます。この後、推薦、あるいは公募募集するわけなんです、それに向けての選考委員会の設置をさせていただいた後、来年1月には何とか推薦、公募をしていきたいなと考えております。あと、平成29年の6月議会の上程に向けて、推薦・公募された方の審査・審議をする中で行っていきたいと思っております。7月19日が任期満了ということで、7月20日から新体制に入っていきたく、そういう思いの中で今回上程をさせていただいております。

それから、あと5ページ、6ページ、7ページについては、先ほど報酬改正が17年にあったということで、この間11年が経過しております。そういった状況の中で、この11年間で所掌業務のふえた部分をピックアップさせていただいております。色濃く下線を引いた部分がこの11年間で業務がふえた部分ということで御理解をいただきたいと思います。

簡単ですが、私のほうからは以上です。

実友委員長 はい。75号議案につきまして、説明は終わりました。御質問、ございますか。よろしいですか。

岡前委員。

○岡前委員 この間、法改正によってこういうふうな条例が出す段階にきてますよというふうなことで説明は受けてきたんですけども、それで具体的に、国の法改正をもとにということなんでそれに従わざるを得ないということやと思うんですけど、

でも今回の改正によって農業委員会そのものの性格も大きく変わってくるところあると思うんですね。だから、その一つは今まで公選やったものが、市長の任命制になるというふうなところで、農業委員会そのものも団体推薦で、議会推薦とか、農協推薦とかの枠もあって、全員が全員そういう公選ではなかったんですけども、議会と同じように全く独立した行政機関やったというところから、任命制になるということで、ある意味市長部局の教育委員会と同じような位置づけの附属機関になるというふうなところで、従来の独立した役割というふうなところが後退するんじゃないかなという懸念も指摘されているようなところあるんですけども、そういう部分については事務局としてはどういうふうにご考えておられますか。

実友委員長 山石局長。

- 山石農業委員会事務局長 委員、おっしゃるとおりというふうに私どもも受けとめております。ただ、今こういった農地法の改正、あるいは農業基盤強化法の改正、そういった中身を見てみますと、市長部局とそれから農業委員会部局がそれぞれしっかり連携する、あるいは県の農業振興部局とも連携した中で、農地保全、あるいは適正な農地転用といったもの、あるいは所有権移転といったものについて、しっかり取り組んでいくというのが今回の大きな目玉でございます。

それで、お聞きになったと思いますが、今国は人・農地プランというような中身の中で、農地の集積ということに力を入れておるという中で、その担当部局というのはあくまで農業振興部局というところでございます。で、農業振興部局だけでなく、それを今回設置される推進委員等も一緒になって地域と膝を交えた中で、そういったことを進めていくと、そういうことで日本の農地あるいは宍粟市の農地をしっかりと守っていくというような趣旨の中で、今回法改正がされておると認識をしておるところでございます。

以上です。

実友委員長 岡前委員。

- 岡前委員 それと、農業委員の定数の関係で、ここにも書いてあるように大幅に32名から19名に農業委員自体は減るというふうなことで、適正化推進委員というのが新たに設けられて、総合計でいうと2人ふえるみたいな形にはなるんでしょうけども、あくまで農業委員に与えられた役割、権限というのがあって、その農業委員の数が19名になるということについて、従来の農業委員会、先ほど局長も言われましたけども、宍粟市という広大な地域を有するがだけに、農業委員がこれだけ減らされることによる機能低下やとかそういうことが心配されるんじゃないかなと思うん

ですけども、そのあたりは十分カバーできるという、保証ということは言えんと思うんですけども、十分カバーできるのかなというところが一番心配なんですけども、そのあたりどんなでしょうかね。

実友委員長 山石局長。

- 山石農業委員会事務局長 前回でしたか前々回でしたか、ちょっと忘れましたが、あくまで農業委員さんの業務は、農業委員さんだけで進めるという取り組みとは思っておりませんし、そうしなければならないと思ってます。といいますのが、農業委員さんと推進委員さんというのは、やはり一体になって宍粟市の農業、あるいは農地、人というものに対して、解決していかならんと思っております。

それで、前回言いましたけども、それぞれがこう、相互扶助といった中でこの農業委員会という組織を運営していく必要があるだろうと。確かに、委員おっしゃいますように、農業委員さんの定数だけを見ますと、それぞれの1人当たりの負荷が大きくなりますし、当然区域担当も大きくなるということは否めないとは思いますが、そのあたりは推進委員さんとしっかり手に手をとって、業務に努めていくということが肝心かなと思います。

実友委員長 岡前委員。

- 岡前委員 それと、あと1点、5ページ、6ページにそれぞれの農業委員と今度新しくできる推進委員さんとの役割が書かれてるんですけども、今までの農業委員さんやったら農地パトロールとか、実際現場に行つてというふうな業務をやりもつてというふうなことで、農地パトロールという言葉も農業委員さんの業務の中には入つとんですけど、でも現実的は今度推進委員さんができたことによって、農地パトロールというふうな業務を主に担われるのが推進委員さんで、その推進委員さんの意見を聞いて、農業委員会での農地利用方法をどうしていこうかというふうな判断をされるような仕組みになるんじゃないかなと思うんですね。

そういうことでいうと、その農業委員会の、農業委員さんの会議そのものが、実際に推進委員さんからの意見提言を聞いて判断されるということで、実態を見ないままその判断されるというふうな危険性がないのかな。

逆に、推進委員さんという実動部隊、現場を確認する部隊と、実際にそれを聞いて判断する部隊とみたいな感じに役割分担されてしまうと、そういうふうな現場を見ないで判断されるというふうな事態も起こるんじゃないかという恐れもあるんで、そのあたりはどういうふうに対応されますか。

実友委員長 山石局長。

○山石農業委員会事務局長 委員、おっしゃるとおり、この内容を見ますとそういうふうになるかなというふうに思いますが、農業委員さんもそういった決定していただく中では農業委員さんが不安に思われるといえますか、不透明な部分というのは推進委員さんに会議に出させていただいて、いろんな御意見をいただくと。ちょっと言えば、会議に出席を要請するというようなこともさせていただくようになると思っております。そういった中で、しっかりした農業委員さんの判断というものをしていきたいなとは思っております。

実友委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、後1点だけ聞いておきたいんですけども、農業委員さんとその推進委員さんとの報酬の差を設けられたということに当たっては、ある意味考え方によっては農業委員さんが農業委員会の中でいうと、地位関係があるとかいうことは別にして、報酬が高いということは農業委員さんのほうが上で推進委員さんのほうは、先ほども言いましたように実動部隊やみたいなそんな位置づけで、ある意味上下関係ではないにしても、報酬の差でそういうあくまで農業委員さんに対して意見を述べる立場にしかないというふうにも見受けられるんですけども、そういう意味で推進委員さんの役割というのはすごく大きいですし、あえて5,000円の差をつけた明確な理由、根拠というのは何かありますか。

実友委員長 山石局長。

○山石農業委員会事務局長 こちらの思いといたしましては、冒頭でも申し上げましたように、いわゆる農業委員さんはいろんな許認可業務の決定権を持たれております。それで、片方推進委員さんについてはそういった権限がない。ただ、総会等での意見を言うことはできるというようなことの仕組みになっております。

それで、農業委員さんについてはそういった個人の財産に対して、農地法と照らし合わせて困難な判断をしていただくというところが、非常に責任の大きなものがあると、私ども考えます。そういった意味で、推進委員さんと農業委員さんとに5,000円の差をつけさせていただいておると。

それで、もう一方では、他市町の事情等もちょっと参考にはさせていただいております。そういうようなものを見ますと、3,000円から1万円あたりまでの差をつけられておるといような状況もございます。そういった状況を踏まえて、宍粟市においては5,000円の差をつけさせていただいたということでございます。

以上です。

○岡前委員 わかりました。

実友委員長 よろしいですか。

藤原委員。

- 藤原委員 1点だけ。きょうの資料で、1ページに積算というのかこういうことで農業委員さんが3万3,000円になったという積算をされておるんですけども、これ19分の32ということで、1.68仕事かふえたという、これでいいのかなと。この数字も何か乱暴な感じがするんやけども。それは、根拠いうても別にないんであれなんだけども、結局類似団体とかそういう比較は、前回のときもお聞きしたのかなと思うんやけども、そういう比較はされとるんかいね。

実友委員長 山石局長。

- 山石農業委員会事務局長 宍粟市と類似する団体、8町の比較はさせていただいております。そういったものと比較した中で、この3万3,000円が突出したり、それから極端に低いとかということにはなっておりません。ほぼその平均値に等しいものだという結果でございます。
- 藤原委員 わかりました。

実友委員長 ほかがございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

実友委員長 それでは、75号議案につきましてはこれで審査を打ち切りたいと思います。

続いて、80号議案について御説明をお願いします。

寺元課長。

- 寺元商工観光課長 お手元の資料の8ページになります。宍粟市起業家支援条例の一部改正(案)についてということで、資料をつけさせていただいておりますので説明させていただきます。

まず、この条例の目的としましては、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって市勢の伸展と市民生活の安定に資するという目的であります。

改正前の条例の内容の課題としまして3点挙げておりまして、改正前では、「新規常用雇用者を1人以上雇用すること」が要件になっているが、起業の場合、資金が少なく、また事業規模が小さい場合が多く、本要件を満たせず助成対象とならない状況があるということで、この間、平成22年度に前回改正してからなかなか利用がないということと、相談を受ける中でまず起業する最初から人を雇うというのが非常にネックになっておりまして、特に若い人で起業したいんだけど雇えないというようなケースで、助成を受けたいけど受けられないというケースがあったとい

うことと、やはり若い方、起業されますと1人とか、夫婦で始めてうまくいき出したら少しパートさんを雇って、またうまくいくと正規の方を雇うというような流れもありますので、今回この入り口の1人の雇用というのをなくして、雇用がなくても受けられる制度に改正させていただいております。

2番の助成時期が、新規雇用1年を確認後となり、起業初期段階での助成ができないということで、1番の要件によって最短でも1年間の雇用を確認してからでないと全ての助成が受けられないということだったので、当初の一番初めに補助していただきたい、しなければいけないときにできないということで、その部分も早い段階で助成できるように改正をさせていただいております。

あと、3番目の起業における不安要素として、自己資金の不安、経営知識や経験のなさ、失敗したときのリスク、販売先の確保ということで、これについて国のほうのアンケートをとられている中でこういう不安があるということが出ておりました、そういう意味で今回市と商工会と金融機関が行っている創業塾、創業相談のほうは必ず受けていただくということで、こういう知識を身につけていただくにより起業が成功するようなことを要件に新たに加えさせていただいているということで、そういう課題を解消するための改正としております。

具体的な内容は、3番のところの内容です。現行制度と改正で比較をしております、まず要件につきまして、助成対象者については市内に住所を有する方で、

ということで以前しておりました。まず、1番の経営革新計画の承認を受け、経営革新等を行う者につきましては、これは国の制度でありまして、県に申請をして、新たな技術開発とか、新たな商品を開発するとか、それによって第二創業するとか、そういうものを想定した計画なんですけども、現行ではそれを受ければこの制度に乗せられるということと、それを申請するための助成ということで、改正前は10万円申請の費用を助成するというにしておったんですけども、これについてはこの計画を受けることで、低利に融資を受けれるであるとか、当然それが受けられますと今回の計画内容によって、改正後の起業家支援の制度が受けられるということで、この部分は今回この要件は外していくということで、外したから受けられないというものではありませんので、十分改正後でも使えるということになっております。

あと、2番については同じで、3番につきましては、改正前は市または市長が指定する機関で、起業等に関する研修を受け、経営計画を作成し、計画の承認を受けるとことでありまして、まず研修につきましては、前回、これも創業塾とかの

ことを意味しているんですけども、まず全員に受けていただくということで、今回改正しております。あと、市の指定する機関、経営計画を承認するものとしましては、商工会のほうでその計画を審査していただくということで、改正後は考えております。

少しわかりにくいとか、改正後で創業支援計画による市長の発行する証明ということがあるんですけども、これにつきまして、米印の1番で書いてあるとおり、先ほどから言っております創業塾、創業相談会を受けられた方に市が証明書を発行するというのを、市の計画の中に入れておりますのでそれを受けた方への証明ということですよ。

それと、続きまして申請の条件ということで、改正前は から までということで書いてあります。 番につきましては、改正前は経革審を受けた方の部分でありまして、そのことにつきましては今回省いております。

番の新規常用雇用者を1人雇用することということにつきましては、この部分、先ほど言ったとおり要件から外しております、改正後の 番で第二創業を行う場合のみ、雇用を1人以上が必要という条件に改正しております。

それと、 番の市の他の制度ということで、改正後の 番で空き家活用推進事業補助金については、今回併用ができるということで追加で入れさせていただいております。

後の 番、それから改正後の 番、 番、 番につきましては、書いてあるとおりということで見ていただけたらと思います。

それから、次の対象経費及び助成額等のところなんですけども、まず(1)番につきましては、アイウとあります。改正前につきましては、店舗に係る経費、それから借地等の経費につきましても、固定資産税額というものを基本に計算をしてたんですけども、今回改正後におきましては、固定資産税ではなくて実際に起業される方がどのくらい最初の段階で初期投資をされるのかなという部分の中で考えておりまして、固定資産税ではなくて実際に店舗の建築、改装とかに係る経費について2分の1、上限300万円というような内容での改正をしております。

それと、改正後の(1)のイの部分で、広告宣伝費ということで、これにつきましても、創業後翌年度にも助成できるということで、創業後の支援というような内容で追加をさせていただいております。

それと、雇用対象の補助につきまして、社会保険者、雇用保険者ということで、今回(2)番では、雇用保険者とそれ以外ということにしておったんですけども、

これにつきましても、冒頭言いましたように、当初から正規職員であったりというのが難しいということで、制度自体起業から1年以内に雇用した人が対象になりますので、1年以内に雇用できるということであればなかなか難しいのではないかと、されても後ならいきますよというようなケースもあるかなということで、この部分も緩和をしていただいて、1年以内であればそういうパートタイムのような方でも対象にしますということで改正させていただいております。

それと、一番下の助成時期につきましても、冒頭言いましたとおり、初期の段階で助成ができるようにということで、起業されて、店舗改装等支払いを済まされたら助成ができるというような内容に改正したということになります。

そういう内容で改正をさせていただきたいと思います。

それと、もう一つ別で資料、A3の横の資料で、宍粟市の起業化支援施策ということで、他市の状況の資料がありまして、神河町、たつの市、姫路市のほうをつけておりまして、神河町につきましても、たくさん対象策があるんですけども、助成措置としましては、人件費、書類作成経費等ということで、一番右の助成措置の額につきましても、対象枠の3分の2で上限200万円というような内容になっております。

たつの市さんにつきましても、ここに書いてあるとおりなんですけど、助成対象者、それから助成措置としまして、開業前の支援としまして店舗の改築、改修等への補助金ということで、2分の1以内で上限150万円から、開業後の支援ということで雇用の補助としまして、常用雇用30万円、それ以外で15万円というような内容の助成制度があります。姫路市さんにつきましても、ここにつきましてももう中心市街地に限るとということで、それぞれ支援助成措置と助成の額ということでこういう内容になっているということで、特にこの事業につきましても、始めてすることなので、助成の利用法といいますか、ウエートも高いのかなということで、ここと比較しても、いい制度にしようということで、改正を提案させていただいております。よろしく申し上げます。

実友委員長 80号議案につきましても、説明は終わりました。御質問ございますか。

岡前委員。

- 岡前委員 起業をするということにおいて、使い勝手のいい制度にするということは、逆にリスクが高まるということにもなりますよね。それで、神河町なんかの資料もつけてもらってますけども、例えば神河町なんかやったら補助金の交付を受けた日から10年以上は町内に在住するとか、住民票を移すとか、そういうふうな縛り

がかけてあるんですけども、よそよりも使い勝手のいいというふうなことにするがためのリスクというのはどうしても避けられないと思うんですけども。それで、改正案でそのリスクを避けるための方法としては、一つは金融機関の与信判断を受けているということと、創業支援事業計画を出すということと、経営計画を出すというこの三つかなと思うんですけども、この三つで果たして1年間、店舗をつくって改築やとか改装、オープンの準備までこぎつけたけども、それで補助金交付して、1年間足らずの間に閉店を余儀なくされる、公費を投入することありますから、それに対して公費が生きてこなあかんのに、そういうことに通ったけども読み間違いでオープンしてから1年以内で閉店せざるを得ないというふうなことになった場合の、それなら公費の返還についてはどうするとかいうことについては一切ありませんよね。

だから、そういうふうなことだけできちっとリスクを避けられるという保証があるんですか。その計画やとか、金融機関の与信判断を受けるとかいうふうなことの3点セットで申請をしてもらおうという条件で。その確証はありますか。

実友委員長 寺元課長。

- 寺元商工観光課長 今言われたリスクに関することなんですけども、考えている中で当然助成内容につきましても、まあ2分の1を上限ということにしておりまして、当然それ以上は自己資金でされるということで、それ相応の覚悟を持って起業はされると考えております。その中で、市だけでその判断ができないということで、金融機関であったり、商工会のほうの審査を受けていただく、なおかつそういう研修も受けていただくということでそういうリスクを減らすということで、言われたように100%そのリスクを減らすことはできないと思うんですけども、やはり起業を新たにしてもらおうということは、この産業への刺激剤にもなりますし、若い方のやる気によって地域も活性化するということであると思いますので、なるべくリスクを減らすということでそういう今回こういう要件をさせていただいております。

言われたように、100%じゃあ補助金で担保できるかと言われますと、今言えないとは思いますが、今考えられる中でこういうリスクを減らそうということで提案をさせていただいております。

実友委員長 岡前委員。

- 岡前委員 そのあたりのところは、判断の難しいところには確かになるんですけども、それでは今回改正をされて、現行の制度からいうたらかなり使い勝手のいいものになるとして、この制度改正によって新しく起業を起こそうとする、この制度を

使ってもらえる人というのは、何社ぐらい、何人ぐらいを一応想定して新たにこういうふうな改正をされようとしているのか。それとも、相談があったとして、ほかの自治体よりも私ところはかなり条件いいですよというふうなそういう売り込みの材料として、あくまでこういうふうな改正をされようとしているのかね。そういう積極的な意味で、もっと応募やとかこういう条件を上げましたよということを、積極的に宣伝することによって広げようとしておられるのか、消極的な意味でもし相談があった場合には、うちとはこういう条件でというふうな、相談があった場合のためにというふうな意味なのかね。そのあたりはどういうふうに考えておられるんですか。

実友委員長 寺元課長。

- 寺元商工観光課長 今回、制度の利用についてなんですけども、一応市としましては、年間15名の起業を目指すということで目標を立てておりまして、その15名の方全員が受けられるというものではないと思うんですけども、想定としてはそういうふうな目標を持っております。で、現にことし創業塾を受けられる方も12名以上受けられるということで、そういう方が対象になってくると思います。

それと、もう一つ言われた積極的にやろうということにつきましては、当然制度を使いやすくするというところで、例えばたつのにしようかどうしようかというような方につきましては、やはりよくある古民家の再生なんかにつきましては、どっちにしようかというときにはこちらのほうの助成で、こっちを選んでいただくというようなこともあると思いますので、そういう意味でそういう方に対しては積極的に使っていただいて、こっちへ来ていただくということも思って、多少比較しても負けてない内容ということで提案をさせていただいております。

- 岡前委員 わかりました。

実友委員長 飯田委員。

- 飯田委員 これは、起業家支援という形のものであるがゆえのことかもしれませんがけれども、現行のものからすると、ここで働く人、雇用される人にとっては若干現行よりも待遇的に悪くなってしまう部分が出てきているように思うんですけども、そういうところについての考慮は何かありましたか。

実友委員長 寺元課長。

- 寺元商工観光課長 改正前の場合は、雇用保険に入っておられる方ということが条件になっておったので、今言われるようなこともあるんですけども、今回の改正としましては、雇用がなくてもいいというようなことが大きな部分で改正をしております。

ます。で、雇用される場合も、当然雇用保険がかかるような形では1人当たりの助成額も増額しておりますので、そういう部分ではちょっと雇用形態によってなんですけども、ただ幅広い方の雇用も生まれますし、うまくいけば将来当然社会保険に入られるような方も、雇用ということの期待もできますので、ただそれについては時間がかかるだろうということで、1年以内の雇用という部分で考えさせていただいておるといことです。

実友委員長 飯田委員。

- 飯田委員 きのうの質問に答えられた中で、現行の経営計画という部分を外してあるという部分で、何か産業連携等の支援でできるというようなことを答えられておったと思うんですけども、この辺ちょっとその辺のところを詳しくお願いしたいと思います。

実友委員長 中岸部長。

- 中岸産業部長 昨日答弁させていただきました中で、経営革新の支援につきましては、ここでする支援については経営革新の申請のための支援でございます。ただ、申請をつくるのは非常に難しいんですけども、その後、設備をするのに対して第二創業という形である場合に、市内の農産物であるとか、市内にできたものを次に付加価値をつけるための加工をして販売するとか、そういう場合には市内の他の事業者との連携ということになるんで、その昨年つくった産業連携の支援制度が受けられるということで説明をさせていただきました。

実友委員長 ほかがございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

実友委員長 それでは、80号議案につきましてはこれで審査を終わりたいと思います。

続いて、81号議案、説明をお願いします。

寺元課長。

- 寺元商工観光課長 続きまして、お手元の資料9ページになりまして、宍粟市産業立地促進条例の一部改正(案)についてということで、先ほどと同じような資料になっておるんですけども、説明させていただきます。

まず、目的につきましては、本市の産業の振興と雇用機会の拡大を図り、定住促進に資するという目的であります。

課題としまして、現行の制度では、助成対象を「新設事業者」と「増設事業者」に区分し、その助成内容は、新設事業者については手厚いものとなっているが、市

内に工場等を有する事業者が工場等を新設する場合、第二創業でない限り増設事業者扱いとなり、助成内容が限定されるため、市内の事業者が優遇措置を受けることができる市外へ流出する可能性があるということで、書いてありますとおり、市外からの企業誘致を意識しておる制度でありまして、市外から来られる方については、新設事業者という区分にして助成を手厚くする。

それから、市内の方が増築等される場合は、もう幾ら投資額、雇用が多くなるとしても、増設事業者ということになってしまって助成が少ないと。その方が、例えば隣のたつの市さんへ行けば、新設事業者という扱いになってたくさんの助成が受けられるというような制度になっておりまして、外から企業を呼ぶことと市内の企業がここで操業を続けていただくということは同等に必要なことであるということで、今回その新設・増設という区分をなくして、投資規模、雇用の人数で助成の区分をしていこうということで、まず大きくはその区分を変えて、市内、市外を関係なくして、支援をできるようにするという趣旨で改正をさせていただいております。

3番の現行の内容と改正の内容ということでありまして、まず条件としまして、現行制度の助成対象者につきましては、市内に工場等を新設、増設する者ということで新設事業者・増設事業者という区分を持っておりましたものを、今回改正では、市内に工場等を設置する者ということで、市外から、市内の方という区分をもうなくしております。

それから、申請の条件につきまして、改正前は新設、増設という区分でそれぞれ投下固定資産総額5,000万円以上、新規地元雇用5人以上、それから増設の場合は2,000万円以上、3人以上という区分がありましたものを、今回は新設、増設関係なく、投資規模が5,000万円以上で、新規常用雇用者5人以上というような投資の規模と人数で区分をしているということです。

ここで新規地元雇用者を新規常用雇用者ということで変更させていただいたことにつきましては、当然企業の方は近くの方を求人されるというふうに考えておるんですけども、なかなか求人をしてもらえないという状況もあるというふうなことから、まず要件の部分では、そこを緩和したということでありまして。

次に、対象経費及び助成額につきまして、現行の制度では、これも新設事業者、増設事業者という区分でそれぞれ助成の内容を変えておったんですけども、改正後につきましては、申請条件Aということで、投資が5,000万円以上、5人以上の新規雇用がある場合については、ここに書かせていただいておりますから 助成

内容にするということで改正をしております、それぞれ上限額等ふやしたり、あと建設機械設備の助成だったり、空き家への経費という助成については、追加で入れさせていただいております。

それから、増設事業者の部分については、申請条件Bということで、 から までの助成内容ということでしております、これをAとBの投資規模によって助成の額であったりして差をつけているということで、より多くの投資、雇用があれば助成するという改正にしております。

それと最後に、移転要綱ということで、これまで要綱のほうで市内業者が工場を移転される場合は助成をしておいたものを、今回この改正にあわせて、この条例の中に入れ込みまして、この条例の中で移転の助成も行っていくということで、これは申請条件Cというところで移転の区分を要綱の部分を入れ込んでおいて、空き店舗の助成については、追加をしておるということにしております。

助成内容につきましては、近隣の市町との比較をする中で、増額等の助成内容としております。

その近隣の状況につきましては、先ほどA3でお渡ししました2枚目のほうに、県内企業の制度一覧ということで資料をつけさせていただいております。この中で、特に西播磨のたつの市の部分を見ていただきまして、二つ目に意識すべきはたつの市、姫路市だろうと思うんですけども、たつの市さんのほうの制度がほかと比べてもかなりいいということで、1番の用地取得につきましては60%、上限5,000万円とか、建物機械の奨励金、それから固定資産税の免除であったり、雇用奨励というようなことで、ほかと比べてもかなりいい助成内容になっております、そこと比較する中でトータルで負けていないというような内容も検討しながら、今回助成内容については追加の助成というようなものも入れて、改正をさせていただいております。

以上です。

実友委員長 中岸部長。

- 中岸産業部長 続いて、補足説明ですけれども、資料の10ページから宍粟市の人口移動状況分析という形をつけさせていただいております。これは、定住促進の中で、地域創生戦略の中で分析したものでございますけれども、合併した17年から27年までの間の社会増減について書いているものでございます。

この中で、11ページについては、年代別に、どこで、何歳のところでどういうふうに出とるのか、多少山があるということで、22歳、25歳、33歳とかいうところが

あるということが、1点わかるところがあります。

それと、一方転出につきましたの10年間総計でいきましたら、高校卒業した18歳のところ、そして大学卒業した22歳のところというところが突出している一方で、また30歳前半のところでは少し山が盛り上がったところが出るとかというような状況でございます。

そして、これにつきました、どこへ出ているのかというのについて、13ページで分析したところがございます。13ページで、この10年間で出られた方がどこへ出るとかというのを見れば、宍粟市の場合は兵庫県内が一番多いと。転出者は7,500人、そしてその次が近隣の大阪、そしてその次が東京ということで、東京へは321人という形になっております。転出を市区町別に分けたのが13ページの下の方でございます。これを見ると、姫路市へ出られた方が2,800人、そしてたつの市が900人弱、加古川、太子等上位の4つにつきましたは、もう近隣のところへ出ているというのがこの表で分析ができたということで、先ほど課長のほうから申し上げましたように、これを見て、宍粟市から出るの、やはり通勤とか、働く場ということがあろうということのもとで、起業家支援であるとか、産業立地のほうの条例改正をさせていただくということの一つの大きな要因となっておりますということについて、ちょっと御説明をさせていただきました。

実友委員長 はい。説明は終わりました。御質問ございますか。

飯田委員。

- 飯田委員 この産業を定着させるというんですか、求めるということに関してのそれには反対というようなことはないですけども、この制度自体が何かわかりやすいように説明されておる割にはわかりにくい。実際に、この雇用者の部分、先ほども言いましたけれども、現行では地元雇用者ということで地元の雇用を促進する企業という形のを求めているのに対して、改正案は別に地元じゃなくても新規雇用であればいいと、新規の常用、それに対しての奨励金も助成金を出すと形になっていると思うんですね。その辺のところはもう一つ、どうなんかなと。企業が定着して、地元で雇用をしてくれたらという思いの中でそうなっているのかもしれませんがけれども、もう一つ、そこまでするのという思いはありますね。

だから、大きな企業であれば、結構外部から連れて通ってくる人というのが結構あると思うんですけども、そこへ助成金を出していくということにはなるんですね、これ

実友委員長 寺元課長。

○寺元商工観光課長 まず、新規常用雇用者の5人というのは、今言われたように市外から通勤される方でもいいということで、これは補助を受ける要件、この制度そのものの要件ということで緩和をしております、今度その方への雇用の奨励金につきましては、市内に住所を移されるとか、市内で雇用を新たにされた方についてのみの助成ということで、通勤される方については雇用の助成は出ないということで、最初の入り口の要件を地元雇用ということから常用に変えたということです。

○飯田委員 わかりました。

実友委員長 小林委員。

○小林委員 一つだけお聞きしたいんですけど、9ページの空き店舗等の設置助成という年間の賃借料というのか、それが2分の1と書いてある。これ大きな工場建てる時に、借地で固定資産5,000万円ぐらいそこらしてあるような大きな工場建てる時、そういうのはどのような形になるのかな。

実友委員長 寺元課長。

○寺元商工観光課長 番の空き店舗の部分につきましては、既にある空き工場とかそういう部分を想定しております。

○小林委員 いや、それはそうだろうと思うんですけど。

○寺元商工観光課長 はい。

○小林委員 もっと大きな土地、ここあいてるんですけどよう売らんけど貸したるわなんて、ほんな工場建てるんやったら建てえやと言われたときの借り賃いうのかな、それがもう同じような2分の1ぐらいな補助が出るのかどうかというのは。それはないですか。その補助というのはどないなるの。

実友委員長 寺元課長。

○寺元商工観光課長 土地の場合ですと、購入されれば補助が出るんですけども、土地の賃借料については今回この中である場合は助成というふうにはならないということで、対象にはしておりません。

実友委員長 小林委員。

○小林委員 ちょっと念を押すようで申しわけないんですけど、とにかく借地でもう工場建てて、そういうふうには何人が雇用するということはもう補助の対象にはならないということやね。

実友委員長 寺元課長。

○寺元商工観光課長 土地の賃借料はならないんですけども、その上の工場を建てられる部分で5,000万円以上とか、機械をそこへ入れるから5,000万円以上投下すると

いう場合は補助の対象にはなりませんので、土地の賃借料については出ないんですけど、制度としては受け入れることになっています。

○小林委員 わかりました。

実友委員長 飯田委員。

○飯田委員 現行の部分を見て、これが適正なんかどうかという部分は別として、ある程度よその分と比べても別に見劣りすることもないという条件だとは思いますが。それを今度改正することによって、何か物すごくわかりにくいことになっていっていると。その課題という分で、要は市内の業者が逆に市外から来る人に比べて、市内で工場移転なりをする場合に、すごく不利だからその人たちが市外へ出ないようにするためにこういう改正をするんだというようなことが書いてあると思うんですけども、逆にこの移転要綱という部分だけの変更というのは難しいことなんですか。何かそういう事業者が結構大勢おられるというふうなところを、当局としては危惧される部分がほんとにあるのかなとかいうもの、どうなんでしょう。

実友委員長 寺元課長。

○寺元商工観光課長 この移転要綱をここへ入れるという部分については、この最後のこういう産業立地促進条例ができた後にこの移転要綱というものができておりました、その部分を条例事項と入れれずに要綱でつくったという部分がありまして、今回改正にあわせてここへ入れていこうということで、内容的にはこの空き店舗の助成がふえておりますけども、余り条件とか要件については変更せずにここへ入れていくという内容でしております。

それと、我々制度を運用する中で、わかりにくいという部分については、この新設事業者、増設事業者かどうかという判断の部分で、割といろんなケースがありまして、工場を増築するとかいう部分で、いろんなケースがあって、ほんとに判断が難しいという事務的なところもありましたので、そこも含めまして事業をする上では、この要件変えることですっきりして判断がしやすくなったというふうには考えております。

実友委員長 よろしいですか。

藤原委員。

○藤原委員 確認、これちょっとお尋ねしたいんですけども、例えばこの前回の事前協議やけども、8月10日の産建の委員会的时候に、この辺のこの案として新規地元雇用者が5人以上とか、3人以上とかいうような文言でやっとなん、今回まあこれは正規常用雇用者であるとか、雇用保険被保険者とかいうような文言にちょっと変

わってきてるんですけども、これはこの間の定例会、きのうの定例会もいろいろ質疑が出ておったように思うんですけど、そこで1点、この条例改正の改正案、改正前と後の新旧対照表の2ページのところで、ちょっと私気になるんやけども、改正案の、それからあと5号、新規地元雇用者はこういうもんですよと書いてあるんやけども、この説明はこの条例では要らんのじゃないかと思うんやけど、やっぱり必要なかね、これは。新規地元雇用者の定義が書いてあるんやけどね、これはまあ一緒、現行やったら（第6号）のことになるんやけども、それはいるんかいな。

実友委員長 中岸部長。

○中岸産業部長 実は、この部分につきましては、新規地元雇用者に対してのみ雇用の助成をするということで、次に助成制度のところにかかってくるので、改正案と現行とのもので言えば、7ページの地元の方を雇用していただいた場合は、雇用奨励助成金がつくということになりますので、この地元雇用者という言葉をここへ、文言の定義のところへ入れさせていただいたということです。

○藤原委員 ああ、出てくるんやね。

○中岸産業部長 はい。

○藤原委員 わかりました。

実友委員長 よろしいですか。それこそ、また12時超しますけどもこのまま続けさせていただきます。

第81号、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

実友委員長 はい。それでは、第81号議案につきまして質疑を打ち切りたいと思います。

その他について、部長、観光施策の関係ですか。

【継続調査及び報告事項を実施】

実友委員長 ほかございませんか。

（「はい」の声あり）

実友委員長 はい。ないようでございますので、産業部、ほかございませんか。

これで産業につきましては終わりたいと思います。

産業部の皆さん、お疲れさまでございました。

(産業部・農業委員会退室)

実友委員長 休憩。

午後 0時29分休憩

午後 0時31分再開

実友委員長 次に、それでは、産業建設常任委員会に移らせていただきたいと思います。

第75号議案、宍粟市農業委員会等定数条例の制定についてということでありました。このことにつきまして、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

(挙 手 多 数)

実友委員長 はい、賛成多数でございます。賛成多数で可決ということをお願いいたします。

それから、第80号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

実友委員長 はい、全会一致で賛成でございます。

宍粟市産業立地促進条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

実友委員長 はい、全会一致で賛成ということでございます。

続いて、第104号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、賛成の委員の挙手をお願いしたいと思います。

(挙 手 全 員)

実友委員長 はい、全会一致で賛成でございます。

採決につきましては、以上でございます。

続きまして、継続審査につきましては、有害鳥獣の関係、それから観光施策に関する事項、企業誘致に関する事項、林業振興に関する事項、都市計画に関する事項、この5項目を継続審査とさせていただきたいと思いますが、御意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 はい。それでは、次回の委員会なんですけれども、日程が詰まっております、事務局からの希望としては10月11日になりますがいかがでしょうか。

(「いいです」の声あり)

(「何曜日ですか」の声あり)

○実友委員長 火曜日です。13日もいいんです。11日でよろしいですか。

(「11日」の声あり)

○実友委員長 それでは、10月は11日、委員会ということでお願いします。9時30分より。

○福嶋副委員長 それでは、産業建設常任委員会の委員会を終了したいと思います。御苦労さまでした。

(午後 0時34分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会産業建設常任委員会 委員長 実 友 勉

平成28年度予算決算常任委員会第3回産業建設分科会会議録

日 時 平成28年9月1日(木曜日)

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 9月1日 午前9時30分

次 第

1. 協議・審査事項

第71回宍粟市議会定例会付託案件審査

(建設部)

第83号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)の関係部分

第90号議案 平成28年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

第91号議案 平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

第92号議案 平成28年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)

(産業部・農業委員会)

第83号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)の関係部分

第71回宍粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

2. その他

出席委員

委員長	実友 勉	副委員長	福嶋 齊
委員	藤原 正憲	委員	飯田 吉則
〃	岡前 治生	〃	小林 健志

出席説明員

(建設部)

建設部長	鎌田 知昭	建設部次長	福岡 清志
建設部次長	寺田 美喜也	建設部次長兼地域建設課長	花井 一郎
建設課長	井口 靖規	土地対策課長	榎木 隆
都市整備課長	西村 吉一	水道管理課長	福井 功

上下水道課長 太 中 豊 和
(産業部・農業委員会事務局)

産業部長 中 岸 芳 和
産業部次長兼地域産業課長 中 務 久 志
農業振興課長 前 川 満
商工観光課長 寺 元 久 史
商工観光課商工労政係長 藤 原 慎一郎

土地対策課副課長 谷 口 浩 二

農業委員会事務局長 山 石 俊 一
産業部次長兼林業振興課長 坂 口 知 巳
農地整備課長 竹 添 禮一郎
農地整備課副課長 北 本 竜 二

事務局

係 長 岸 元 秀 高

(午前9時30分 開会)

実友委員長 皆さん、おはようございます。

少し早いんでございますけども、おそろいでございますので、ただいまから産業建設常任委員会、開催をさせていただきたいと思えます。

きょうも、ラジオを聞きながら来たんですけども、防災の日というようございまして。防災月間、防災週間というようなことも話をされておりました。東北のほうでは、非常に今回の15号台風で大きな災害が起きました。今、被災された方にはお見舞いを申し上げ、またお亡くなりになった方もたくさんあるようございまして、お悔やみを申し上げたいと思うところございまして。

幸い、この地域においては大きな災害がございせんでした。けど、まだこれから次々と災害が来る可能性もございまして、どうかよろしく対応をお願いしたいと思えます。

それでは、まず、建設部のほうから、83号について御説明、お願いしたいと思えます。よろしく願ひいたします。

寺田次長。

寺田建設部次長 資料の1ページをお願いします。

第83号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)について、建設部に関係するものについて説明をさせていただきます。

主な補正内容でございます。人件費関係は除かせていただきます。

まず、歳入です。議案書は9ページになります。

土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金です。補正額は7,613万8,000円の減額です。補正理由は社会資本整備総合交付金の内示の結果、補助金が減額となったことによるものでございます。内容についてはごらんのとおりでございます。

次に、土木費委託金の土木管理費委託金です。議案書は10ページになります。補正額は8,000円の増額で、補正理由は土地利用規制等対策費市町交付金の交付額が決定したことによるものです。

次です。議案書は12ページ。土木債の道路橋梁債です。補正額は5,620万円の増額です。補正理由としまして社会資本整備総合交付金の内示の結果、補助金が減額となったため、一部を過疎債、及び合併特例債に振りかえることにより増額させていただくものでございます。内容はごらんのとおりでございます。

続いて、歳出です。議案書は、次のページ、14ページになります。

土地利用調整費でございます。土地利用対策費の需用費につきまして8,000円を

増額させていただくものです。理由としまして、土地利用規制等対策費市町交付金の交付額が決定し、増額となったものでございます。

次に、地域生活排水施設費です。議案書は22ページになります。コミュニティプラント管理費の需用費について、162万2,000円を増額補正させていただくものです。内容は、波賀市民局管内のコミュニティプラント施設の機器修繕費を増額させていただくものです。また、資料は次のページにまたがりませんが、委託料につきましてはコミュニティプラント施設の維持管理業務の入札結果による減額で、補正額は514万6,000円でございます。

次、議案書は23ページです。水道施設費の補助金です。水道事業会計繰出金につきまして、平成28年度の繰出基準が確定したことによりまして、6,650万8,000円を増額させていただくものです。内容についてはごらんのとおりです。また、出資金につきましても、繰出基準の確定によりまして1,498万5,000円を増額させていただくものです。

次に、農地費です。議案書は、次のページ、24ページになります。農業集落排水事業特別会計の繰出金につきまして、施設の維持管理費業務の入札減、及び人事異動に伴う人件費の減によりまして、822万2,000円の減額補正をさせていただくものでございます。

議案書27ページです。道路橋梁総務費の委託料につきまして、道路内民地を処理するための登記業務委託料を増額させていただくものです。補正額は420万円でございます。道路維持につきましては工事請負費の増額をお願いするもので、補正額は2,810万円です。内容は、市道3路線の維持修繕工事の追加、及び一宮町深河谷地区におけます落石防護柵設置工事の追加によるものでございます。

続いて、議案書28ページの河川維持費です。内容は、工事請負費で河川維持工事を3カ所追加させていただくもので、補正額は420万円です。

河川水路新設改良費は、委託料につきましてかみかわ緑地公園及びせせらぎ公園の都市再生整備計画事業が完了することに伴いまして、効果調査業務を追加させていただくものと、せせらぎ公園の供用開始に伴いまして高瀬舟発着場周辺の案内看板を作成させていただくものです。補正額は、合わせて660万円でございます。

また、工事請負費につきまして、水路改良工事1カ所を追加させていただくもので、補正額は200万円でございます。

次に、議案書29ページになります。下水道費でございます。下水道事業特別会計繰出金につきまして、施設の維持管理業務の入札減及び人件費の減を処理させてい

ただくものでございます。補正額は、1,306万2,000円となっております。

以上でございます。

実友委員長 はい。説明終わりました。83号について、御質問ございますか。

藤原委員。

- 藤原委員 この説明書の2ページで今説明していただいたんですけど、道路内民地の登記の件ですけども、これは何筆というのか何件で、その内容は多分分筆、あるいは所有権移転等のことだと思っておりますけども、ちょっと教えていただきたいんです。

実友委員長 榎木課長。

榎木土地対策課長 道路内民地につきましては、以前も何回か報告されていると思っておりますけど、今当市がつかんでおる登記につきましては、9,432筆となっております。それで、平成25年度からこの処理につきまして処理を行っておりますけど、平成27年度末現在で処理数が382筆で、処理の進捗率は約4%ということで、今回補正させてもらう分につきましては、これも地元からとか所有者等から寄附の申し出をするから処理してもらいたいという分も含まれており、中に所有権移転だけだと比較的安価にできるんですけど、分筆を伴いますと高額になりますので、今回のこの420万円の中に約20筆程度、道路内民地が解消できると見込まれております。

実友委員長 よろしいですか。

- 藤原委員 いいです。申しわけないですけど、もう一回だけ数字を教えてくださいませんか。

榎木土地対策課長 9,432筆です。これ、平成27年度末で382筆処理しています。

- 藤原委員 この年が20筆やね。420万円です。わかりました。

実友委員長 ほかございませんか。

岡前委員。

- 岡前委員 資料の3ページ、河川公園整備事業のところ、効果調査業務を実施する必要が生じたことによる増額ということで、400万円って決して少なくない委託料が上がってるんですけど、これというのは都市再生整備計画事業をすることによってこういう調査業務が義務づけられつつあったけども、こういうのが新たにわかって今回補正になったのかどうかというその経緯と、具体的に効果調査業務はまだ供用開始して、かみかわ緑地公園は一定の実績があると思うんですけどもせせらぎ公園なんかまだ今から供用開始されるということで、効果調査業務というのはそんな簡単に実績がない中でできるのかなと思うんですけども、具体的にはどんな調査が行

われるんですか。

実友委員長 井口課長。

- 井口建設課長 河川公園の効果調査業務でございますけども、岡前委員がおっしゃられたとおり、都市再生の整備計画が実施する前からこの効果調査業務は必要ということで、義務づけられているものでございます。

それで、実は昨年度もこういった業務をしようということで予算計上もさせていただいたわけですが、ここの河川公園の分が昨年度早期に完了しないために、繰り越しをさせていただきましたので今年度完成するということになりました。それに、また来年度に予算計上させてもらうのが、今回補正でというものを検討させてもらったんですけども、今年度補正でできたんですから、今から業者を決めて、効果調査をさせてもらいたいと、これ完了したと同時に効果調査をなさいよという業務の内容になっております。

それで、一定の評価というのは、やっぱりある程度使いながらこの調査業務の中で、もっと違ったもっと幅を広げたような利用方法がないかみたいなことも検討していただくというような内容になっておりますので、完了したときにやらせてもらうのがいいという内容になっております。

実友委員長 よろしいですか。

岡前委員。

- 岡前委員 いやそれで、その河川公園整備事業の範囲内で、かみかわ緑地公園が入っているというのはどういう意味なんですか。これは、都市再生整備計画事業の説明としてかみかわ緑地公園とせせらぎ公園というのが入ってるのか、それとも効果調査業務というものの対象にかみかわ公園も本来はしておかなければならなかったけどもできてないからするというふうな意味、両方にとれると思うんですが。

実友委員長 井口課長。

- 井口建設課長 都市再生整備計画事業は、かみかわ緑地公園とせせらぎ公園を一体として国のほうから補助をいただいておりますので、この両方とも完了してはじめてこの計画事業が完成ということになりますので。

- 岡前委員 なるほど、そういう意味ですか。

- 井口建設課長 今回せせらぎ公園が完成したら、この事業は完成ということで効果調査ということになります。

実友委員長 よろしいですか。

岡前委員。

○岡前委員 いや、申しわけないけど。それでね、だから、かみかわ緑地公園のほうは一定実績があると思うんですよ。それで、せせらぎ公園というのは今から供用を開始されるのに、この字面だけを追えば、効果調査業務というのができるのかなという素朴な疑問があるんですけども、一定供用開始後、例えば1年間見て、その利用状況とか見て、効果というのは初めて出てくるのではないかなと思うんですけども、それが供用開始直後に効果調査業務というものが成立するのかなという単純な思いがするだけで、そのあたりはどんなふうに考えたらいいんですか。

実友委員長 井口課長。

○井口建設課長 かみかわ緑地公園は御存じのように当初の計画以上の利用者があるということで知れ渡っているわけなんですけども、せせらぎ公園につきましても、川で遊んだりとか、学習したりとかするような計画を当初計画しております。それがこれから1年ぐらいかけて、そういった学習とか、川に親しむとかいうような活動がこの1年間かけて、今からやれているのかなとか、やれるのかなというようなことを調査させていただいて、もし当初の目標よりも低いようであれば、それに対してもっとPRが必要やとか、もっと幾らか整備をさせていただいて、何か学習できるような施設にもっとしていかなあかんのかなというようなことを、この効果調査業務の中で検討なり、評価なりをしていきたいという業務であります。

実友委員長 よろしいですか。

○岡前委員 はい。

実友委員長 飯田委員。

○飯田委員 同じことになるんですけどね、要はこの整備計画を立てた時点での、いわば利用なり、効果の目標というものがあって、それに対してどうかということ进行调查するという意味になるんですかね。

実友委員長 井口課長

○井口建設課長 はい、おっしゃるとおりです。そのとおりです。

○飯田委員 はい。

○鎌田建設部長 ちょっと補足させて。

実友委員長 鎌田部長。

○鎌田建設部長 要は、この河川の工事自体が国交省が終わらないとなかなかうちの工事ができなかつたということもあって、本来なら昨年ちょっと、ほんとはもう調査に入らせていただいて、1年かけてやるべきであったんですが、いつ終わるかわかんというような状態がありましたので、この新年度予算にもちょっと計上するべ

きかどうかというのができなかったというのがありまして、それでこの9月補正の段階でいよいよここも供用開始させていただいたので、今から調査に入らせていただいて、1年間かけて評価を求めたいということで、今回上げさせていただいているというふうに理解をお願いしたいと思います。

実友委員長 ちょっとだけ教えて。平成27年度で繰り越ししたという言い方あったんちゃうかなと思うんです。

鎌田部長。

○鎌田建設部長 それは、そのうちのこの公園、こちらの公園整備ですね。これやな、その部分を。

実友委員長 この効果調査じゃないんですか。

○鎌田建設部長 ないです、ないです。はい。工事のほうは、国交省がおくれたために、うちの工事を繰り越しさせてもらった。こういうことでございます。

実友委員長 すいません。勘違いしておりました。

ほかございませんか。

小林委員。

○小林委員 ちょっとこの中にはひょっとしたら抜けとるかもわからんねんけど、せせらぎ公園のもう今は途中で切ってあるわな。あの浜御殿のとこだけ残して、それからもうちょっといわゆる東が北側になるんかやけども、芝生はってるわね。あそこの工事はもう2次工事のつなぎみたいなことになるんかいね。

実友委員長 鎌田部長。

○鎌田建設部長 そのとおりです。要は、今供用開始しているもののこちら側の土のうを積んでいるところから南側の低い部分だけを公園として許可している。ただ、せせらぎ公園としては、当然おっしゃるように上までがせせらぎ公園になるんですが、この都市再生に取り組みさせてもらったのはちょうどこの部分までが事業区域として組みさせていただいておると判断していただいて、おっしゃったとおり今上に、国交省のほうが暫定的に芝生をはっていただいているのはまだあくまで暫定的な部分でございますので、また今年度以降あの辺はもう少し下がったりとかする段階で浜御殿をまた復元をさせていただくという運びになります。

実友委員長 小林委員。

○小林委員 ああいうふうにして、北側もあないして芝、はっとるわな。それをもう一遍またさわるわけやね。一応どういうんか、そのまま砂利にしておいておけばもうどないもならんからということで一応芝生で隣接の家の人も何とかいうやろでいう

ような形で芝生が植えてあるんか。あれはもう完成でも何でもない、あれまた草まみれになるわな。

○実友委員長 鎌田部長。

○鎌田建設部長 平らな部分は芝生は全然はってないと思うんですけど、切り上げてある部分だけそののり面が流れるとか。

○小林委員 なるほど、そういう意味の。

○鎌田建設部長 そういうことを防止するために国交省が暫定的にはっているんやと解釈。

実友委員長 小林委員。

○小林委員 ちょっともう一つ。浜御殿の石垣を残せというような要望がごつつ出しておってね。あそこもう取っ払ってしてますけど、それはどないなもん、何とかちいとは残るんですか。ちょっとその話も聞かれとるんで。

実友委員長 花井次長。

○花井建設部次長 浜御殿については、ちょうど今問屋街の跡ということで、ああいう石積みをしておりますけれども、一応形状等についても測量できてますので、同じような形のものを、高さとしては50センチ以上上に出せないという規定がありますので、あの高さのものをあそこに、同じようなものを設置するという計画でございます。

○小林委員 はい、わかりました。

○花井建設部次長 石についても、基本的に今ある石を残していただいておりますので、その石を利用して、復元とまでいかんのですけども、一応そういう形のものをつくるとい話です。

○小林委員 はい、わかりました。

実友委員長 よろしいですか。

○小林委員 はい。

実友委員長 ございませんか。

それでは、83号についてはこれで終わりたいと思います。

次は、90号議案を説明をお願いします。

寺田次長。

○寺田建設部次長 資料は4ページになります。

第90号議案、平成28年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。人件費を除く主な補正内容について説明をさせていた

だきます。

まず、歳入でございます。議案書は7ページになります。

一般会計繰入金です。補正額が1,306万2,000円の減額で、施設の維持管理業務の入札減、及び人事異動に伴います人件費の減を処理させていただくものでございます。内容については、ごらんのとおりでございます。

次に、繰越金です。平成27年度会計決算によりまして前年度繰越金が確定したもので、103万円を増額させていただくものでございます。

雑入でございます。平成27年度の流域下水道維持管理負担金の清算金の増額をさせていただくもので、補正額は544万7,000円です。

下水道事業債につきましては、特定環境保全公共下水道事業におきまして、単独事業費の財源を振りかえたことによる増額で、補正額は230万円でございます。

次に、歳出でございます。議案書は、次のページ、8ページになります。

下水道管理費につきまして、需用費の修繕料を増額させていただくものです。補正額は309万7,000円。内容につきましては、波賀市民局管内の特定環境保全公共下水道施設の機器修繕に係るものでございます。

委託料につきましては、施設の維持管理業務の入札結果による減額でございます。709万7,000円の減額補正でございます。

以上でございます。

実友委員長 はい。説明終わりました。90号について、御質問ございますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

実友委員長 はい。それでは、90号議案についてはこれで終わりたいと思います。

次、91号議案について御説明をお願いします。

寺田次長。

○寺田建設部次長 資料、5ページをお願いします。

第91号議案、平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、説明をさせていただきます。人件費を除く主な補正内容です。議案書は6ページになります。

歳入の一般会計繰入金につきまして、施設の維持管理業務の入札減、及び人件費の減を処理させていただくもので、822万2,000円の減額でございます。

繰越金につきましては、平成27年度会計決算に伴います前年度繰越金の増額で、75万円でございます。

続きまして、歳出です。議案書は次のページになります。7ページです。

排水施設管理費の委託料につきまして、小規模集合排水と農業集落排水の施設維持管理業務の入札減を処理させていただくもので、それぞれ19万3,000円と693万9,000円を減額させていただくものでございます。

説明を終わります。

○実友委員長 説明終わりました。御質問ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 それでは、91号議案につきましてはこれで審査を終わりたいと思います。

次に、92号議案について御説明をお願いいたします。

寺田次長。

○寺田建設部次長 資料につきましては、最後のページ、6ページです。

第92号議案、平成28年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)について、説明をさせていただきます。議案書は3ページでございます。

歳入についてでございます。収益的収入の他会計補助金につきまして、平成28年度水道事業繰出基準が確定したことに伴いまして、補正額6,650万8,000円の増額補正でございます。内容はごらんのとおりでございます。

また、議案書は5ページになりますが、資本的収入の他会計出資金につきましても、繰出基準の確定によりまして、1,498万5,000円の増額をお願いするものでございます。

説明を終わります。

実友委員長 はい。92号議案について、説明終わりました。御質問ございますか。

岡前委員。

○岡前委員 高料金対策の補助金の算出根拠、算出方法というのは何回聞いてもわかりにくいんですけど、こういうふうに補正で毎年5,800万円というふうな大きな数字というのが上がってきよったんですかね、あんまり記憶にないんで。

実友委員長 福井課長。

○福井水道管理課長 これにつきましては、そんなに大体収入の基準額が毎年変わってますので、それでわずかな金額でありましたけども、その分だけ上がってきたわけなんですけども、今回は公益情報が自体が、会計自体が法律で変わりましたので、その長期前受金戻入いうものが大きく左右してきて、その基準額が164円から146円に落ちました。その関係で、うちはそれ以上の高いんですけども、その差額が交付

税として入ってきますので、基準が落ちたことにより今回入ってきたわけなんです。

それで、今回簡易水道自体が今全国で公的化されてますので、その大体予想が読めるんですけども、普通であれば。全然どこまで簡易水道の非公的化の指標が公的化になって、どのような長期前受金の影響を受けるのかちょっと読めないところがございまして、今回は昨年度の会計前の基準額を採用させていただいたら、18円が下がったということで、その18円がこの5,804万7,000円ということでございます。実友委員長 よろしいですか。

岡前委員。

- 岡前委員 口頭で聞いてもわからんし、多分計算式を出してもらってもわからんとは思ふんやけども、今言われた料金の基準が具体的にどう下げて、そのことによって計算式がこういうふうになって5,800万円ふえましたよというふうなことがある程度わかるようなものが、当然この5,800万円という数字が出てきとるんやから、その計算式というのは当然あったと思いますので、従来の基準でいうたらここがこう変わって、それでこの結果今年度についてはこんなに大幅に、高料金対策補助金が出てきましたっていうような資料を、僕ら見てもわかるかどうかというは全然自信ないですけど、高料金対策そのものが水道会計に与える影響というのはすごく大きいので、これだけ金額が違ってきたら当然今表面上は赤字決算、この前料金統一してから赤字決算になってきとるけども、やっぱり赤字幅を縮小するということもあるし、水道料金全体にやっぱり影響してくると思うので、わかるかわからんかはどうか別にして、どこがどう変わってというふうなことがわかるようなものがあれば、こちらも勉強になるかなと思うんですけども。

実友委員長 高料金対策の関係の資料、前にもらったというふうに思うんで、それ見てない人が多分ようけあると思うんで、1回ちょっと出していただきたいです。

鎌田部長。

- 鎌田建設部長 おっしゃったとおり、またほんとにややこしいことなので詳しいことはちょっと出さないほうがいいと思いますので、わかりやすい資料をつくらせていただいて。要は、過去この間基準額というのは変わってなかったんです。だから、そんなに大きな差というのは見込めなかったしというのがあったんですけど、先ほど申しましたように、いろいろ統合とかそういうことがありまして、政府自体も計算式を変えてきたんだと思うんですけど、その中で資本費の基準額という単価というものがぐっと下がったと。下がったことによってもらえる金がふえたという解釈なんです。

そういうことですので、率にしたら微々たる率なんですけど、もらうえるものはもらった、ありがたいことなので、この分を確定したということで今回入れさせていただくといってるわけです。

資料としては、また提出させていただいて見ていただいたらと思いますので、了解しました。資料出させていただきます。

実友委員長 ほか、ございますか。

藤原委員。

○藤原委員 1点だけ。その上の、簡易水道の利息補助金というのが400万円近い金額が上がるとるんですけども、これは何か累加されてるんかいな。例えば、交付税措置がある分を一般財源振りかえしとるとか、何か累加されとるんかね。

実友委員長 福井課長。

○福井水道管理課長 この分につきましては、旧簡易水道が持っていた元利償還金自体に、それまで基準繰入額で2分の1を、その金額の2分の1を繰り入れるという基準がございました。それが今回、簡易水道も大分赤字なのでということで、それを2分の1が55%になりました。ちょっと5%ふえたんです。その金額が、この金額です。

○藤原委員 5%がね。

○福井水道管理課長 はい。

○藤原委員 わかりました。

実友委員長 いいですか。

小林委員。

○小林委員 この補正で、ひょっとして上がってくるん違うかなというような思いを持っておったんですが、清野の農業集落排水の排水溝を、今回お米がとれたらもうかかりますというような話で、そういうふうになんかちょっとお聞きをして、地元の人はいもう満足してくれとってねんけど。その件について、ここには上がってないね。

実友委員長 福岡次長。

○福岡建設部次長 すいません。それにつきましては、市長のほうと、与位のほうと話し合いしていただきまして、新年度予算に計上しております。

○小林委員 新年度。

○福岡建設部次長 はい。

○鎌田建設部長 当初やろ。

○福岡建設部次長 当初です。

- 小林委員 もう今年度でやってまうんじゃないの。
- 実友委員長 今年度です。
- 福岡建設部次長 秋の終わりぐらいから。
- 実友委員長 今年度の当初予算で。
- 小林委員 今年度の新予算で。
- 鎌田建設部長 当初予算で。
- 小林委員 当初予算で。
- 鎌田建設部長 はい。
- 小林委員 ああそう。
- 福岡建設部次長 収穫が済みましたら着工する予定でございます。方法としましては、やはりもう地元はもう水路どうでも分けてくれということで、与位行きの水路と清野行きの水路をつなげるために、今の水路の真ん中に。
- 小林委員 真ん中にU字溝、入れるん。
- 福岡建設部次長 いや、壁をつくるみたいな格好で。
- 小林委員 壁をつくって水路を分けるわけ。
- 福岡建設部次長 はい。それで、清野の排水はもうそのまま揖保川へ流してしまう。それしか方法はないんです。
- 小林委員 いやもうそれはそうやるけど、U字溝的な高いのを別の溝をこしらえる、溝の中に溝をこしらえるいうたな。
- 福岡建設部次長 そうです、はい。
- 小林委員 はい。わかりました。

実友委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 それでは、92号議案について、これで審査を終わりたいと思います。

これで1回、分科会、とりあえず休憩いたします。

午前10時04分休憩

午前10時30分再開

- 実友委員長 それでは、休憩を解きまして第6回の産業建設常任委員会及び予算決算常任委員会の第2回産業建設分科会再開をさせていただきたいと思います。

産業部の皆さん、御苦労さんでございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、産業部の今回付託になりました件につきまして、部長のほうから説明

をお願いしたいと思います。

まず、第83号議案について。

中岸部長。

○中岸産業部長 おはようございます。引き続きの審議、御苦労さまでございます。

産業部のほうから、第83号議案の平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）でございますけども、これの産業部関連の部分につきまして、予算書のページ等に記載しておりますけども、次長のほうから説明させていただきますので、審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。

○実友委員長 それでは、中務次長。

○中務産業部次長 それでは、私のほうから第83号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）について、主な補正内容を説明させていただきます。

まず最初に、申しわけございません。資料を4ページ、お開けください。その中で、上から10行目ぐらいの最後のほう、増額補正の正の字が間違っております。訂正お願いいたします。すいません。

それでは、申しわけございません。歳出のほうから説明させていただきます。資料の3ページをごらんください。

まず、予算書16ページ、総務費、統計調査費につきまして、経済センサス費として県から委託金が決定しまして、それによりまして補正額91万1,000円を計上させていただいております。内訳につきましては、下に書いてますとおり、1番の報酬から5番の需用費までであります。

続きまして、資料の3ページ、4ページにございますが、農林水産業費、農業費の補正についてですが、1番としまして農業振興費として補正額1,947万6,000円を計上させていただいております。一つ目が、備品購入費としまして補正額1,510万円を計上させていただいております。これにつきましては、猟友会に適正な捕獲事業実施を行ってもらうための簡易デジタル無線機115台、ドックマーカ―犬用受信機48台を購入するためのものであります。

続きまして、二つ目ですが、負担金、補助及び交付金としまして、補正額437万6,000円を計上させていただいております。内訳につきましては、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金として110万1,000円、経営所得安定対策事業に対し、国から補助金額が決定したことによるものであります。

続きまして、中山間地域等の担い手収益力向上支援事業補助金として27万5,000円、おおむね認定農業者1名に対しての補助予定でございます。続きまして、農業

収益力向上対策支援事業補助金として300万円、担い手農業者が事業展開を行うに当たり、施設整備についての支援としております。

続きまして、資料4ページをごらんください。

農地費として、補正額783万3,000円を計上させていただいております。一つ目が原材料費としまして、補正額103万円でございます。これについては、地元管理の農業施設補修に要する原材料費でございます。今年度は山崎で1件、一宮で2件予定しております。

続きまして、2番目の負担金、補助及び交付金の補正額でございますが680万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、地元管理の農業用施設補修に要する工事補助金でございます。今年度は山崎9件と千種町1件を予定しております。

続きまして、資料4ページになります。

予算書の25ページでございますが、農林水産業費林業費でございます。まず、一つ目に林業振興費として補正額4,214万3,000円を計上させていただいております。一つ目に負担金、補助及び交付金として4,214万3,000円であります。補助金の内訳につきましては、広葉樹林化促進パイロット事業補助金として461万2,000円、これ新規で国見の森の認定による増額でございます。続きまして、混交林整備事業補助金としまして3,333万1,000円、県事業費の改訂並びに新規東河内株山の共有林と上ノ下生産森林組合の2地区の認定による増額でございます。三つ目にふるさとの森づくり事業補助金としまして180万円、新規で出石自治会、段自治会、NPO、3地区の認定による増額でございます。続きまして、住民参画型森林整備事業補助金としまして240万円、新規で野々上自治会の認定による増額でございます。

続きまして、資料の5ページをごらんください。

2番としまして、林業基盤整備事業費として補正額540万円を計上させていただいております。一つ目は工事請負費としまして補正額460万円、これは市管理林道の小規模災害復旧工事費でございます。二つ目に、原材料費補正額80万円を計上させていただいております。これにつきましては、地元管理林道の補修に要する原材料費でございます。

同じく、続きまして資料の5ページ、予算書の26ページになりますが、商工費でございます。商工業振興費につきましては補正額400万円を計上しております。一つ目、委託料として補正額320万円、内訳につきましては、無料職業紹介業務委託、地域経済循環調査委託料でございます。二つ目が、備品購入費としまして補正額80

万円を計上させていただいております。事業用の備品購入費でございます。

観光振興費につきましては、負担金、補助及び交付金としまして補正額420万円を計上しております。内訳につきましては、しそ森林王国観光協会負担金320万円、スキー場団体利用者支援事業補助金100万円でございます。なお、定住自立圏の事業1から5の説明につきましては、おのこの説明資料を7ページから12ページまでに付しております。

続きまして、資料6ページでございますが、観光施設費としましては補正額1,075万8,000円を計上させていただいております。内訳につきましては、需用費として補正額25万5,000円、これにつきましては施設修繕料としまして、千町拠点施設ガス給湯器の故障による修繕料の増額でございます。二つ目に、委託料としまして補正額70万9,000円、これにつきましてはカヌーコースの設置委託料、大会数の増に伴いコース整備費の増額となりました。三つ目が、工事請負費補正額ですが470万1,000円、施設改修工事費としまして指定管理施設の緊急修繕対応分として上げさせていただいております。次、4つ目でございますが、負担金、補助及び交付金としまして補正額509万3,000円、これにつきましては、指定管理施設の修繕等の負担金でございます。

歳出については以上です。

続きまして、資料1ページからの歳入について、御説明させていただきます。1ページをごらんください。

まず、予算書の9ページ、県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金補正額でございますが、3,683万2,000円を計上させていただいております。まず、一つ目が農林費補助金補正額でございます110万1,000円につきましては、歳出資料3ページで説明させていただきました経営所得安定対策直接支払推進事業の補助金分でございます。続きまして、二つ目の林業費補助金補正額3,573万1,000円でございますが、歳出資料4ページで説明させていただきました混交林整備事業補助金と住民参画型森林整備事業補助金の分でございます。

同じく予算書の9ページ、県支出金の委託金でございますが、総務費の委託金補正額91万1,000円でございますが、これにつきましては、歳出資料3ページで説明いたしました総務費、経済センサス費分でございます。

続きまして、資料の2ページでございます。

諸収入、雑入でございますが、雑入といたしまして補正額461万2,000円でございますが、歳出資料の4ページ、農林水産業費、林業振興費のうちの負担金、補助及

び交付金の広葉樹林化促進パイロット事業補助金分でございます。

以上、簡単でございますが説明といたします。

○実友委員長 はい。第83号議案につきまして、説明が終わりました。御質問ございましたら。

岡前委員。

○岡前委員 資料3ページのところで、デジタル無線機の購入で、猟友会に貸与するというふうなことなんですけれども、これについてはあくまで市の備品を貸与ということなので、貸与に当たっての規則であるとか、あと猟に使われるということと故障とかも多いかと思うんですけれども、そういう場合の修理をどちらがもつかというふうな細かな取り決めということはできているんでしょうか。それはまた今からということになるんですか。

○実友委員長 前川課長。

○前川農業振興課長 今の質問の件なんですけれども、それにつきましてはこの予算が通った段階で、今のところ猟友会さんともお話しさせていただいているんですけれども、きっちりと詰めた中で修繕については、今のところ猟友会さんのほうにお願いするというような形では協議をしておりますが、覚書等つくらせていただいて適正に管理をしていきたいなと思っております。

○実友委員長 よろしいですか。

○岡前委員 はい。

○実友委員長 岡前委員。

○岡前委員 それとあと、6ページの関係で、指定管理施設の緊急修繕分とか、あと4で書いてある修繕費等負担金とかというところの、具体的な施設名とか工事内容とかというところはわかりますか。

○実友委員長 寺元課長。

○寺元商工観光課長 まず、工事請負費の470万1,000円なんですけれども、こちらについてはまほろばの湯で貯水槽からの漏水、ポンプ交換というようなのはもう既にやっております、それが緊急に直さなければいけないということで、ここのもう既に執行しておる分を工事費から流用しておりますので、その分ということです。

それから、4番の指定管理修繕の負担金の509万3,000円についてなんですけれども、こちらでも故障等緊急で直さなければならぬものということで、伊沢の里の漏水の修繕であったり、トイレのガラスを壊された分の修繕、それから各道の駅のボイラーの修繕でありますとか、漏水、それからクーラー等の空調の故障修繕ということで、

突発的に発生したものの修繕で、もともと予算を置いていなかった分が発生したということで今回補正をさせていただいております。

○実友委員長 岡前委員。

○岡前委員 それで、以前にもまほろばの湯が故障したということで、その構造上の問題もあったん違うかということも言われておったんですけども、これについては抜本的な修理も含めてできたんですか、抜本的な構造の見直しというのか、何かお湯があふれたらそういう管理室に入るような仕組みになっておって、工事が大変やったみたいな話が出ておったと思うんですが。

○実友委員長 中務次長。

○中務産業部次長 それにつきましては、根本的に取りかえまして、何も無い部屋に漏水した場合はそちらにいくように直しております。

○実友委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、指定管理施設の修繕、細々としたものがたくさん今説明していただいたんですけども、もともと指定管理業務を契約されるときに、大規模な修繕については当然市の施設やから市が負担というふうなことで行ってると思うんですけども、あと細々とした負担については、金額で設定はされていないと思うんですけど、その都度協議するみたいなことになってるのかなと思うんですけども、そういうことで言うと、金額的に大体幾ら以上のものについては市でみようとかというふうな一定の目安があるのか、それとも今どこの第3セクターも経営状況厳しいので、できる限り応援する意味で、市で負担しましょというふうな状況になっているのか、そのあたりはどんなふうか。

○実友委員長 寺元課長。

○寺元商工観光課長 先ほどの修繕の関係なんですけども、まず1点は自分たちが機能向上するとか、売り上げを上げていくために新たなことをする場合は、もう指定管理の負担でやっていただくということ。それから、もともと建物であるとか、市が設置しておるものの修繕等については市が行うということで、金額的な目安としましては、今20万円以下の分については経費だということで指定管理者のほうで処理をしていただいております。それを超えた中で、後は実際の内容を見させていただいた中で、修繕するのか修繕を負担していくということしております。

○実友委員長 よろしいですか。

○岡前委員 はい。

○実友委員長 飯田委員。

- 飯田委員 さっき話の中で、ガラスか窓かを壊された分とかいう話があったんで、それというのは人為的に壊されたとかいうことなんですか。
- 実友委員長 寺元課長。
- 寺元商工観光課長 これにつきましては、誰がということまではわかってないんですけども、故意か事故かわかりませんが、点検をしたときに壊れていたということで、これについては建物共済のほうでも対象になるということで、そちらの金額も確定しておりませんので上げてないですけども、その分を負担するというようにしております。
- 実友委員長 よろしいですか。
- 飯田委員 はい。
- 実友委員長 ほかがございませんか。
- 飯田委員。
- 飯田委員 森林王国観光協会への補助が上がるとるんですけども、これって要は定住自立圏内の事業をやるためのそこからくる、もうちょっとという形のもので補正になってるんですか。
- 実友委員長 寺元課長。
- 寺元商工観光課長 言われるとおり、今回定住自立圏で、資料の10ページ、11ページの森林セラピーの体験事業としそう50名山登山ツアーの分の負担金ということで上げさせていただいております。
- 実友委員長 飯田委員。
- 飯田委員 この内容のところ、まあまあそれは定住自立圏の中のこの要は補助金を使ってということなんでしょうけども、募集範囲が自立圏の4市町に限るということになっておるのかなと思うんですけども。この範囲は、これじゃないといけないう決まりがあるんですか。
- 実友委員長 寺元課長。
- 寺元商工観光課長 決まりといいますか、自立圏の申請をするときの中でこの圏域の中の人を対象にするということでは、圏域の協議の中ではされておるということで、圏域内の人を対象にするということ、今回の事業は提案して認められているということです。
- 実友委員長 飯田委員。
- 飯田委員 この定住自立圏ということ自体の考え方がどうなんかなと、まあそれはあれやと思うんですけども、実際要はその中に住んどる人間の健康なり、そういっ

たものに対しての補助という形のものでしかないのかなというふうに捉えるしかないと思うんですけども、要はここで住み暮らしていこうということの中で、できればよそから飛び込んでくるとかいう考え、これを言うてしもたらあれなんですけども、をもって4市町が協力してやっていこうということであれば、できればもっと阪神間からとか、人を集めてきて、よく市長がおっしゃる交流人口をふやすことによつて定住を目指すということの中で考えたら、これって何か身内だけが中でちょよちょよとやっているようなことなので、お金の使い方としてどうかなと感じるんですけども、どうでしょう、その辺は。

○実友委員長 寺元課長。

○寺元商工観光課長 今おっしゃられるような意見も出てたのは出てたようなんですけども、まだこれ始まったばかりということで、なかなかそこまで広げるコンセンサスがとれてないということだろうと感じております。ですから、この後来年、再来年と自立圏の事業をやる中ではそういう認識になっていくんじゃないかなというふうな感じではあるんですけども、初年度ということでこの圏域ということになっていると思います。

実友委員長 よろしいですか。

○飯田委員 はい。

実友委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 それでは、83号につきましてはこれで審査を打ち切りたいと思います。これで、一回分科会を終了したいと思います。

午前10時53分休憩

午後 0時29分再開

実友委員長 それでは、おそろいでございますので、会議を再開させていただきたいと思います。

採決に入る前に、討論、意見、ございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○実友委員長 それでは、早速賛否をとらせていただきたいと思います。

まず、83号議案、産業部建設、両方の部分になるんですが、83号議案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

(挙手全員)

実友委員長 はい、全会一致でございます。

それから、建設部の第90号議案、平成28年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

実友委員長 はい、全会一致でございます。

続いて、91号議案、平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

実友委員長 はい、全会一致でございます。

続いて、第92号議案、平成28年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

実友委員長 はい、全会一致でございます。

分科会分につきましては、これで終わりました。

（午後 0時31分 閉会）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会産業建設分科会 委員長 実 友 勉